

綾瀬市スポーツ推進計画

令和3年 3月

綾 瀬 市

目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨 . . . P 1
2. 計画策定の位置付け . . . P 2
3. スポーツを取り巻く環境の現状と課題 . . . P 3～11

第2章 スポーツ推進の基本的な考え方

1. 基本理念 . . . P 12
2. 基本方針 . . . P 13
3. 本計画の指標（数値目標） . . . P 13
4. 綾瀬市スポーツ推進計画体系図 . . . P 14
5. ウィズコロナ時代のスポーツ推進について . . . P 15

第3章 スポーツ推進のための施策・事業

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 . . . P 16～20

《主な施策》

- ① 各種スポーツ大会・教室の開催支援
- ② スポーツ活動団体の活動支援
- ③ 市民の健康増進・体力づくりの支援

2. スポーツ活動をささえる環境の整備 . . . P 2 1 ~ 2 2

《主な施策》

- ① スポーツ施設の適正な維持管理
- ② スポーツ施設の計画的な改修
- ③ 学校体育施設の活用

第4章 施策の推進に向けて

- 1. 計画の推進体制 . . . P 2 3
- 2. 計画の進行管理 . . . P 2 3

○資料編

- 1. 計画の策定経過 . . . P 2 4
- 2. 綾瀬市スポーツ推進審議会名簿 . . . P 2 4
- 3. 綾瀬市スポーツ推進審議会諮問・答申 . . . P 2 5
- 4. 綾瀬市教育委員会会議意見聴取 . . . P 2 7
- 5. 綾瀬市スポーツ推進審議会規則 . . . P 2 9

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国では、平成24年3月に「スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」を目指した我が国のスポーツ推進の基本的な方向が示されました。

5年間の計画期間を経て、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」が策定され、この計画では、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他の分野との連携・協働を進め「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを、基本方針としています。

神奈川県においても、平成29年3月に、県民、市町村、スポーツ関係団体等と連携・協働し、スポーツを推進するよう、総合的かつ計画的に取り組む施策を示した「神奈川県スポーツ推進計画」を策定しています。

本市では、スポーツを取り巻く環境の大きな変化に対応するため、平成29年4月に機構改革を実施し、スポーツに関する事務(学校における体育に関することを除く。)を教育委員会から市長部局に移管し、競技スポーツ、レクリエーションとしてのスポーツ、そして生涯スポーツの実践を通じ健康づくりを進める「健康スポーツ」を視点に加えた施策を展開することとしました。

本計画は、スポーツ基本法において、地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるとされている「地方スポーツ推進計画」を、これまで「綾瀬市教育振興基本計画」をもって策定に代え、同計画期間中にある「スポーツ推進行動計画」として本市が目指すスポーツを通じた市民の「健康づくり」の実現に向けた具体的な取組みを定めてきました。

本計画の策定時には、新型コロナウイルス感染症がまん延し、スポーツ施設も閉鎖になるなどのスポーツ活動にも大きな影響を及ぼしました。

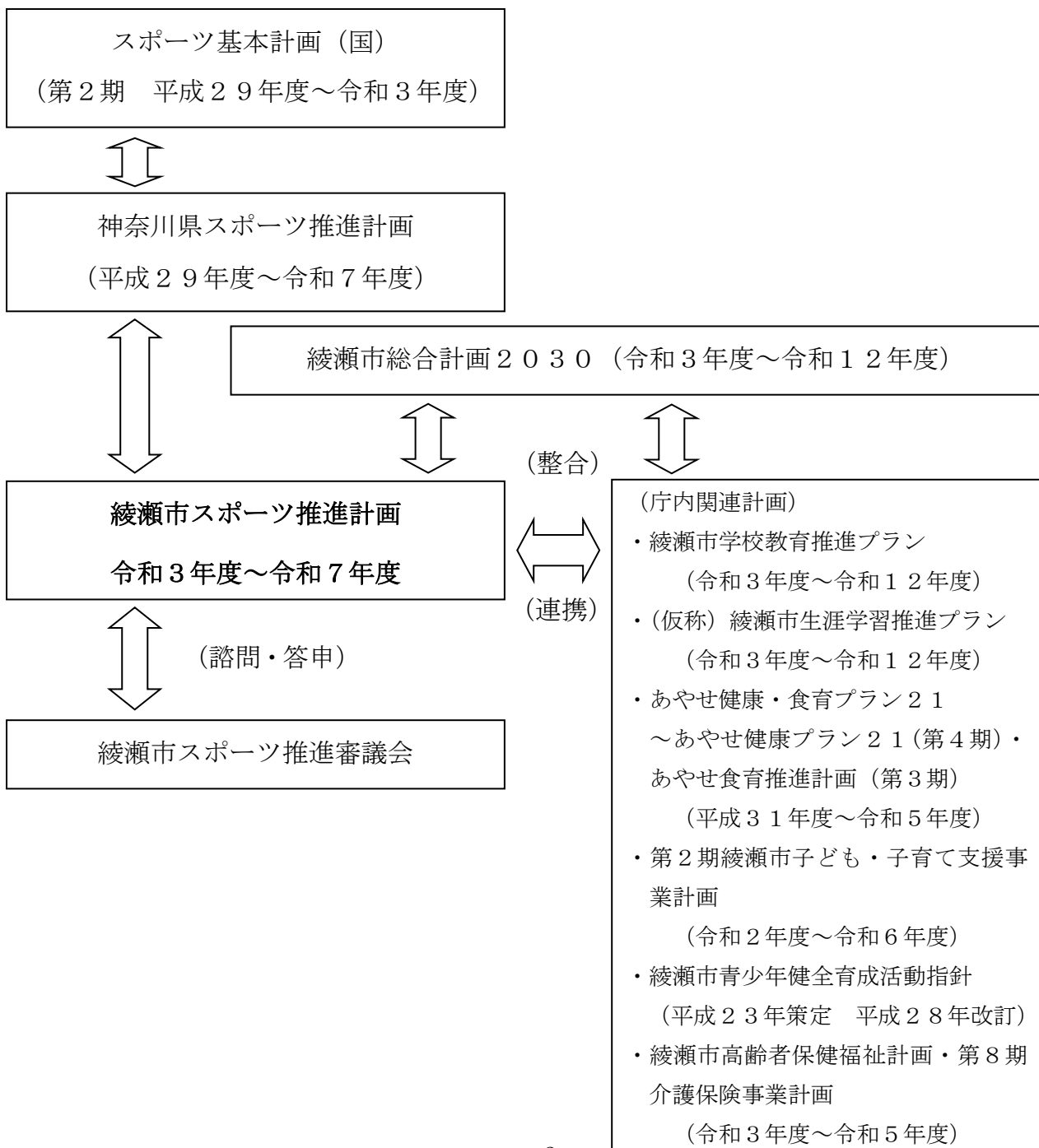
しかし、心身共に健全な生活を送るためには、スポーツの役割が非常に大きいと改めて感じることとなりました。そこで、マスク着用、消毒・手洗い・うがいの徹底など、新生活様式を取り入れ、対策を講じることによって、スポーツができる方法を検討しながら、スポーツ活動の継続、推進をしていくことの必要性・重要性を示す必要があるため、本計画を策定いたします。

このような大きな環境の変化がある中、スポーツをする人の心身の影響が大きいことはもとより、施設においても老朽化の影響により、整備計画に大きな変化が発生する可能性もあることも踏まえ、また、国・県の計画期間にも合わせた、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として定めるものとします。

2. 計画策定の位置付け

本計画は、国が定める「スポーツ基本計画」と「神奈川県スポーツ推進計画」を参酌し、本計画の上位計画である綾瀬市総合計画2030と整合を図るとともに、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画の策定にあたっては、綾瀬市スポーツ推進審議会の意見を踏まえるとともに、健康づくり、子育て支援、高齢者、福祉、まちづくり等の関連計画や、学校における体育に関する施策については、教育委員会の取組みなどとも連携を図りながら、市民や関係団体等と協働し、地域社会全体で生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組むための指針とするものです。



3. スポーツを取り巻く環境の現状と課題

【綾瀬市の現状】

本市は、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という超高齢社会であり、かつ、電車の駅のない市としては、移動の手段は、車に頼らざるを得ない状況となっています。

しかし、高齢化や免許返納などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響で、外出の機会が減少し、メタボリック・シンドロームやロコモティブ・シンドローム、認知症の発症や引きこもりなど、健康を害するリスクが高まっていく心配があります。

いつまでも、住み慣れた環境の中で、生涯自分の足で歩き続けることができるような市であるために、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とスポーツ活動を支える環境の整備を行い、活動領域を広げていくことが求められています。

【スポーツ活動の現状と課題】

市民のスポーツに対する考え方、取り組み方、楽しみ方は多様化しています。スポーツを実践する方、スポーツを見るのが好きな方、スポーツをしている人を支えるのが好きな方、もしくは支えることができる方、その全員がスポーツに関係します。

スポーツを楽しんでもらうために、綾瀬市スポーツ推進委員協議会や綾瀬市スポーツ施設指定管理者、綾瀬市スポーツ協会等が、大会、イベント、教室などを開催しています。

引き続き、各団体への支援を行いつつ、団体は地域の声を拾い上げ市民ニーズを市につなぐ、地域とのパイプ役として機能することがスポーツの推進には必要なこととなります。

(1) スポーツ大会、教室の状況

参加者数 事業名	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総合スポーツ大会	20種目・2,866人	21種目・3,384人	21種目・3,608人
駅伝競走大会	127チーム・682人	164チーム・865人	158チーム・853人
バレーボール教室	137人	108人	107人
野球教室	191人	166人	158人
サッカー教室	203人	205人	199人
初心者水泳教室	1,186人(延べ人数)	1,052人(延べ人数)	1,154人(延べ人数)
スポーツ教室 (指定管理者自主事業)	24種目、45教室 20,581人	25種目、46教室 21,742人	22種目、42教室 14,727人

(2) 健康づくり・スポーツ推進に関する各課の取組み

事業名	目的	課名
綾瀬市ふれあい探検ウォークラリー大会	歩くことを楽しみ、かつ周辺の環境に親しみながら、設定した時間を目安に完歩を目指す。 また、知力・体力・時の運それぞれの課題をチームで取組み、チームワーク、注意力、持久力、決断力等を養うとともに、親子のふれあい、仲間とのコミュニケーションを図ることを目的とする。 綾瀬市スポーツ推進委員協議会との連携あり。	こども未来課
健康教室	糖尿病・高血圧症・脂質異常症・慢性腎臓病の予防と改善を目的とする。	健康づくり推進課
福祉スポーツ助成金交付事業	障がい者等のスポーツ大会(全国大会・国際大会)に参加する選手や団体に対しての支援をする。	障がい福祉課
地域活動支援センター スポーツプログラム	精神障がいのある方に運動不足の解消と運動で身体を動かすことの喜び、気持ちよさを経験してもらい、病状の安定を図る。	障がい福祉課
神奈川県障害者スポーツ大会	障がい者等のスポーツ大会に参加する選手に対しての支援をする。	障がい福祉課
綾瀬市老人クラブ連合会関連各種スポーツ大会	スポーツを通して、老人クラブ会員相互のふれあいと親交を深め、生涯スポーツの振興と高齢者福祉の向上を目的とする。 ・グラウンドゴルフ大会 ・スポーツ交流の集い 等	高齢介護課
特定健康診査	心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防、疾病の早期発見を図り、適切な保健指導を実施することを目的とする。	保険年金課
健康をテーマに公園づくりをした「風の公園」の活用	8基ある健康遊具やクッション性能のあるゴムチップを敷いたウォーキングコースを活用してもらうことで公園利用者の健康増進を図る。	みどり公園課

中学校の部活動の充実（運動部）	学校教育の一環として行われ、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進を目指す。	教育指導課
「あやせウォークガイド」及び史跡ガイドボランティア	「あやせウォークガイド」の説明案内を希望する団体等に対し、市史跡ガイドボランティアの会員が実際に歩きながら市内を巡ることで、本市の文化財の普及とともに、健康増進を図る。	生涯学習課
公民館講座	公民館講座の一環で、小学生や親子、子育て世代、成人などを対象に、スポーツや健康づくりに関する事業を実施する。	生涯学習課 文化会館等指定管理者

スポーツ推進を着実に実施し、総合的な取組みを実施するためには、庁内関係課との協力が不可欠であるため、お互いの連携を深め、協力体制の構築に努めます。

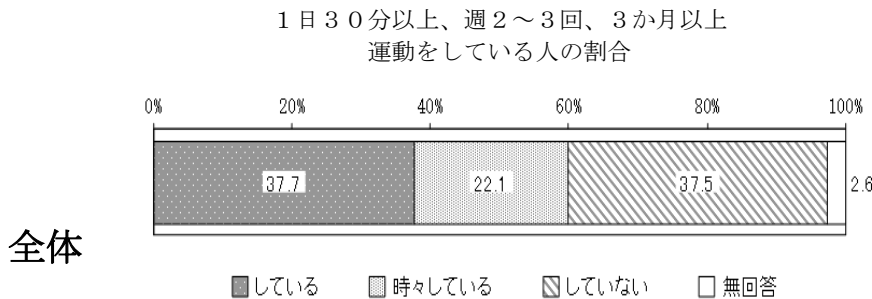
【スポーツ・運動の実施状況について】

運動実施率（全体・年代別）

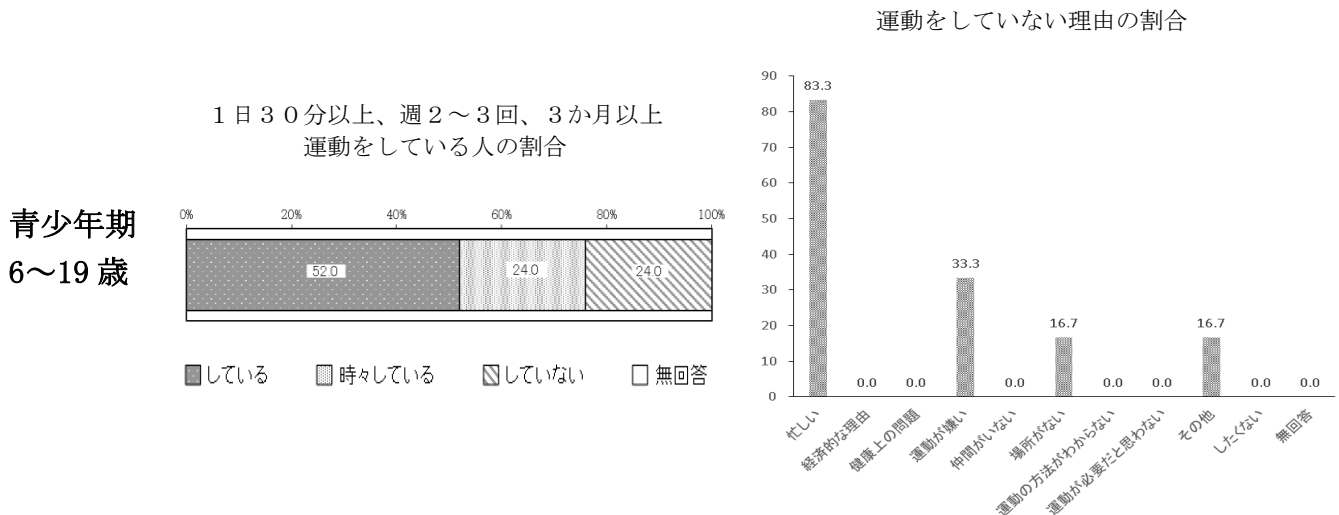
本市におけるスポーツ・運動の実施率は、平成30年度に実施したあやせ健康・食育プラン21アンケート調査結果によると、1日30分以上、週2～3回、3か月以上運動を「している」人の市全体の割合は、37.7%となっています。年代別にみると、高年期（65歳以上）がもっとも多く、55.1%、次いで青少年期（6～19歳）が52.0%の実施率であり、働き盛り世代である成人期（20～39歳）、中年期（40～64歳）は30%以下と実施率は低くなっております。国、県の週3回以上の運動実施率はいずれも30%を下回っており、市全体の運動実施率は国、県と比較すると高くなっています。

また、運動をしていない理由の割合は、高年期を除き、「忙しい」が最も高い結果となっており、高年期では、「健康上の問題」が最も高くなっています。働き盛り世代の運動実施率の向上、生活習慣病等を予防するために、忙しくても日常に取り入れやすく、それぞれの身体機能に応じて取組めるウォーキング等の推進や、日常生活の中で運動習慣を身に付ける取組みが必要です。

平成30年あやせ健康・食育プラン21アンケート

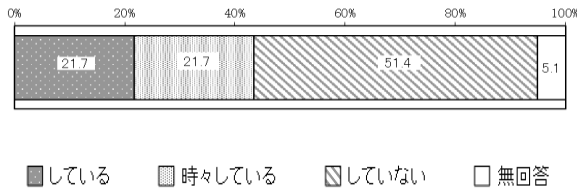


※四捨五入の関係で、内訳の構成比の合計は、合計値と一致しないことがあります。(以下同じ)

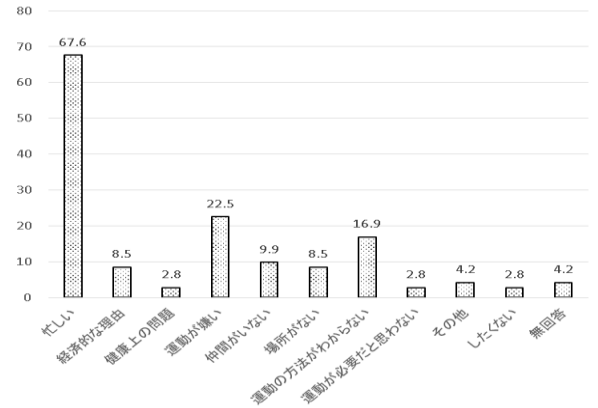


成人期
20～39 歳

1日30分以上、週2～3回、3か月以上
運動をしている人の割合

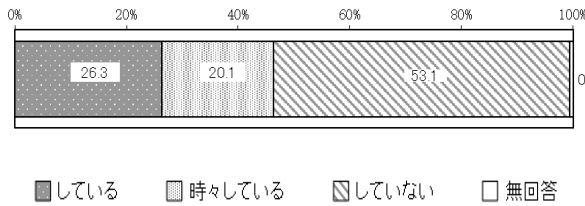


運動をしていない理由の割合

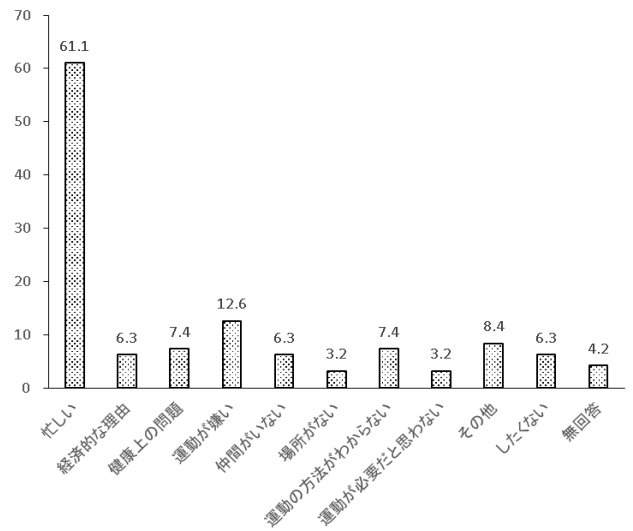


中年期
40～64 歳

1日30分以上、週2～3回、3か月以上
運動をしている人の割合

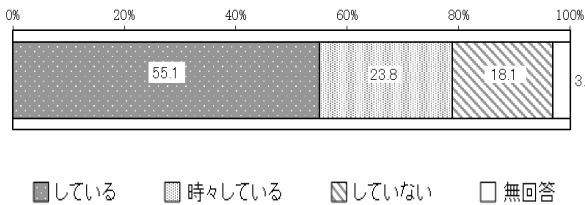


運動をしていない理由の割合

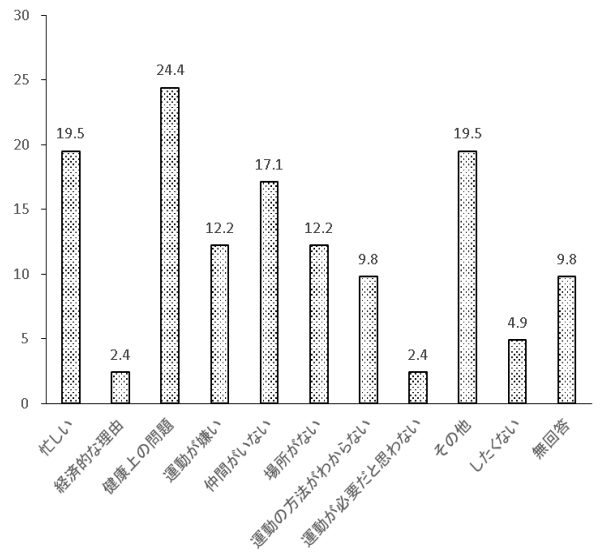


高年期
65 歳以上

1日30分以上、週2～3回、3か月以上
運動をしている人の割合



運動をしていない理由の割合



【健康ウォーキングの推進】

令和元年度から運動・スポーツを始めるきっかけづくりを目的に、健康ウォーキングポイント事業を開始し、参加者156人の方から、事業開始時9月と終了時2月に体力測定及び意識調査を実施いたしました。

参加者の年代別割合は、70代が49%となり、参加者の半数を占め、60代が20%、50代が11%、40代が7%、80代が5%で、参加の動機については、「健康チェックを受けたいから」、「運動不足だから」ということで事業に参加していただきました。

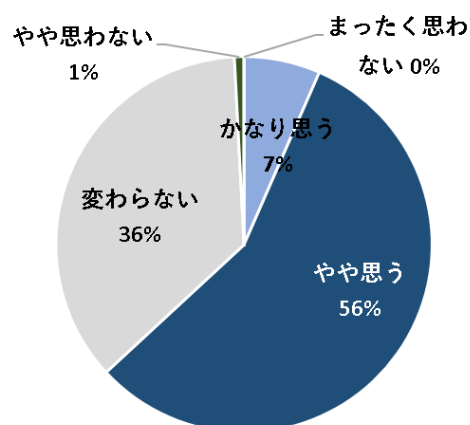
この事業に申し込まれた時点で、運動・スポーツを始めるきっかけができたものと捉えられます。

また、一生歩き続けるために必要な筋力の維持のため、運動・栄養・休養が重要であることを学び、次の調査結果から分かるとおり、「最近1ヶ月間に運動やスポーツを実施した日は何日くらいですか。」の質問に対して、週に3日以上の割合の比較では、15%伸びており、活動量が大きく伸びたことが分かりました。

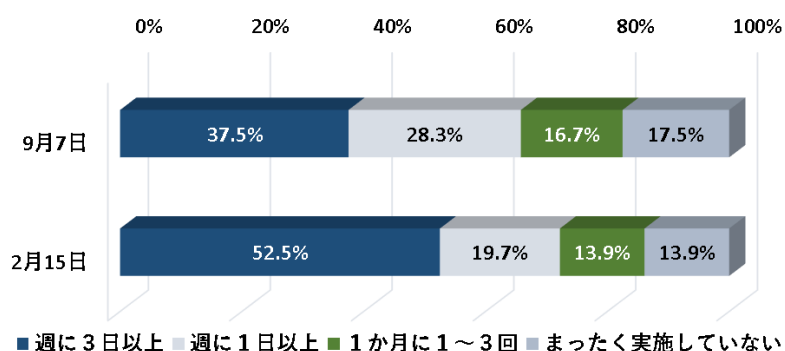
誰もが、スポーツを習慣化し、健康な生活が送れるよう、健康ウォーキングを推進してまいります。

令和元年度健康ウォーキングポイント調査結果

今回の事業をきっかけに、運動・スポーツを通じて、健康になったと思いますか。



最近1か月に運動やスポーツを実施した日は何日くらいですか。



【スポーツをする環境について】

本市には、市民スポーツセンター、綾瀬スポーツ公園などのスポーツ施設があり、指定管理者による施設の運営を行っています。

また、市内の小・中学校施設においても、15校の校庭、体育館（校庭は綾瀬中学校、北の台中学校を除く。）、中学校の武道場を学校体育に支障のない範囲で一般開放しています。

直近3年のスポーツ施設、学校体育施設の利用状況、スポーツ施設の稼働率は、共に減少傾向にあり、市民の運動実施率の向上には、利用者に安全で快適なスポーツ施設を提供し、適正で効率的なスポーツ施設の維持管理と利用案内・予約などのサービス向上が必要となります。

各施設においては、設置後30年を経過しているものも多く、スポーツ施設の機能向上と長寿命化に向けた計画的な施設の改修が必要となっています。

本市のスポーツ施設一覧

施設名		所在地	設置年月	敷地面積
市民スポーツセンター	体育館	深谷上 3-6-1	昭和 57 年 12 月 (平成 21 年 11 月 リニューアル)	8,986 m ²
	テニスコート		昭和 60 年 3 月	2,569 m ²
	ゲートボール場 (テニスコート)		昭和 60 年 3 月	1,477 m ²
	陸上競技場		昭和 60 年 3 月 (平成 30 年 10 月 リニューアル)	24,990 m ²
綾瀬スポーツ公園	第 1 野球場	本蓼川 345	平成 25 年 2 月	18,641 m ²
	第 2 野球場		平成 21 年 8 月	13,120 m ²
	ソフトボール場		平成 23 年 11 月	5,424 m ²
	第 1 多目的広場		平成 21 年 8 月	合計 20,867 m ²
	第 2 多目的広場		平成 22 年 3 月	
	テニスコート		平成 23 年 10 月	3,817 m ²
	レストハウス会議室		平成 24 年 1 月	390 m ²
本蓼川テニスコート		本蓼川 284	昭和 53 年 3 月	2,974 m ²
蓼川スポーツ広場		蓼川 3-1448	平成 4 年 3 月	6,114 m ²
光綾公園野球場		深谷上 4-2	昭和 51 年 3 月	11,000 m ²
早川城山多目的広場		早川城山 4-3-1	平成 24 年 3 月	15,998 m ²

スポーツ施設の利用状況の推移（3年間）

施設名	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
市民スポーツセンター	52,946	237,648	48,018	206,557	45,408	187,641
綾瀬スポーツ公園	8,957	155,406	9,144	171,803	9,005	154,361
本蓼川テニスコート	144	1,432	177	1,871	267	2,632
蓼川スポーツ広場	421	12,348	447	12,730	413	10,610
光綾公園野球場	368	19,093	296	17,122	171	9,102
早川城山多目的広場	260	13,026	293	14,895	287	13,928
計	63,096	438,953	58,375	424,978	55,551	378,274

スポーツ施設年間稼働率（3年間）

施設名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
市民スポーツセンター	大体育室 奥	78.0%	76.5%	65.8%
	大体育室 手前	83.9%	85.6%	79.1%
	小体育室	93.3%	93.0%	89.6%
	第1 武道室	77.1%	81.2%	75.4%
	第2 武道室	71.5%	67.7%	66.0%
	多目的室	85.8%	86.3%	82.1%
	テニスコート ※1	64.1%	50.8%	31.1%
	ゲートボール場	50.5%	40.6%	20.9%
陸上競技場 ※2	11.1%	8.6%	17.3%	
綾瀬スポーツ公園	第1 野球場	60.1%	69.3%	62.3%
	第2 野球場	29.9%	29.4%	31.2%
	ソフトボール場	31.6%	35.8%	29.7%
	第1 多目的広場	62.6%	62.4%	56.1%
	第2 多目的広場	65.2%	69.6%	61.7%
	テニス A	83.9%	86.0%	86.3%
	テニス B	61.0%	59.8%	64.1%
	テニス C	59.4%	61.9%	62.5%
	テニス D	51.3%	53.1%	53.0%
	テニス E	48.8%	51.2%	49.3%
テニス F	74.0%	74.3%	73.7%	
本蓼川テニスコート	本蓼川テニスコート	11.6%	16.0%	21.2%
蓼川スポーツ広場	蓼川スポーツ広場	51.9%	54.4%	45.7%
光綾公園	光綾公園野球場	43.1%	39.9%	22.6%
早川城山多目的広場	早川城山多目的広場	26.1%	30.0%	27.1%

※1：平成31年1月～9月工事のため閉鎖 ※2：平成30年1月～9月工事のため閉鎖

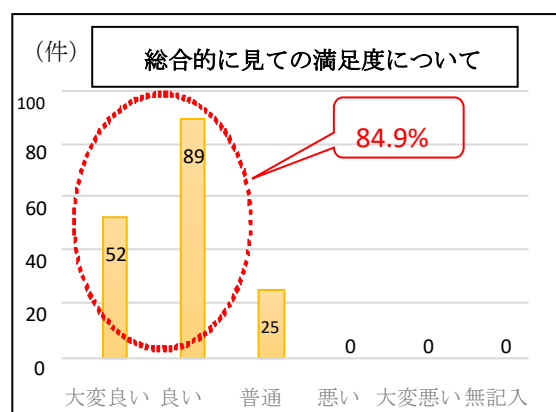
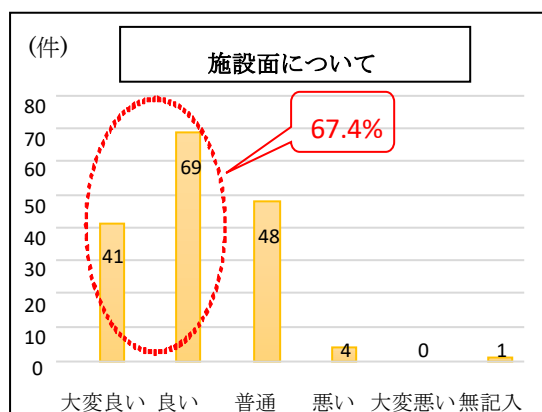
学校体育施設の利用状況の推移（3年間）

施設名	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	利用者数	件数	利用者数	件数	利用者数
校庭	1,716	69,025	1,574	60,152	1,379	49,000
校庭（夜間照明）	328	14,799	323	14,553	303	8,439
体育館	5,379	93,237	5,284	91,387	4,956	86,098
武道場	371	5,924	417	7,298	311	5,686
計	7,794	182,985	7,598	173,390	6,949	149,223

スポーツ施設の満足度

本市におけるスポーツ施設について、令和元年度利用者アンケート結果より、施設面について、良いと回答する方が最も多く、満足度は67.4%（前年度60.2%）でした。また、受付対応や、清掃・整備状況においても高く評価されており、総合的な満足度についても84.9%と、前年度の68.4%と比べ、高い結果となりました。

令和元年度「綾瀬市スポーツ施設」利用者アンケート



第2章 スポーツ推進の基本的な考え方

1. 基本理念

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であるとされており、このような社会の実現のため、スポーツ基本計画において、年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備するとされております。

競技としてのスポーツだけではなく、「健康スポーツ」という視点から、健康増進や、介護予防、余暇としてのレクリエーションも含め、スポーツ活動に市民一人一人が「する」「みる」「ささえる」など様々な形で、自主的に関わっていくことが重要であることから、この計画の基本理念を次のとおり定めます。

「する」「みる」「ささえる」

誰もがスポーツに親しめる

健康で活力のあるまちづくり

スポーツを「する」「みる」「ささえる」とは…

する

子どもから高齢者、障がいがある人もない人も、初心者から上級者まで、市民の誰もが主体的に身体を動かしてスポーツを「する」機会を提供します。

みる

イベントやスポーツ観戦を通じて、スポーツに接することで魅力を感じることができるよう、ホームタウンチームや関係団体と連携し、市民のスポーツに対する興味や関心が高まるように情報を発信します。

ささえる

スポーツ環境の基盤となるスポーツ活動を支える人材や地域のスポーツ団体、スポーツ大会やイベントのボランティアの方々を支援するとともに、スポーツをする「場」である各スポーツ施設の改修、修繕を計画的に行うなど、環境の整備をします。

2. 基本方針

基本理念に基づき、競技スポーツからレクリエーションスポーツまで、それぞれのライフステージに応じたスポーツ活動を推進し、運動が習慣化され、健康を維持していけるような環境や機会を提供できるよう、「する」「みる」「ささえる」の視点から次の2つの基本方針で具体的な施策、事業を展開していきます。

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

スポーツ活動をささえる環境の整備

本計画におけるスポーツとは・・・

ルールや決まりに基づいて活動する陸上競技や球技、武道などの競技スポーツだけではなく、健康や体力の保持増進を目的とするウォーキングなどの軽度の運動や、余暇として楽しむレクリエーションのためのスポーツも含むものとします。

3. 本計画の指標（数値目標）

計画の達成状況を把握することを目的として、スポーツを「する」「みる」「ささえる」のさまざまな視点から、スポーツに関わる市民を増やすとともに、市民のスポーツへの関心を高めるという視点から、次のとおり計画の指標を設定します。

・ 1日30分以上、週2～3回、3か月以上運動をしている人の割合

目標値：50%（現状値 37.7%）

※週3回以上のスポーツ実施率

目標値 国：30%（令和3年度） 現状27.0%

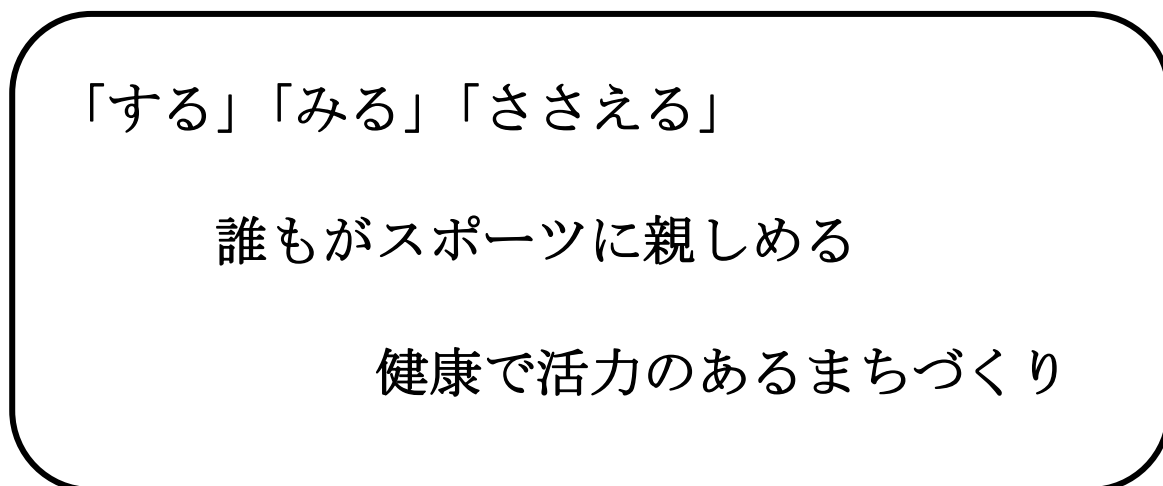
令和元年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」

目標値 県：30%（令和2年度） 現状18.0%

平成27年「県民の体力・スポーツに関する調査」

4. 綾瀬市スポーツ推進計画体系図

基本理念



基本方針

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

《主な施策》

- ①各種スポーツ大会・教室の開催支援
- ②スポーツ活動団体の活動支援
- ③市民の健康増進・体力づくりの支援

スポーツ活動をささえる環境の整備

《主な施策》

- ①スポーツ施設の適正な維持管理
- ②スポーツ施設の計画的な改修
- ③学校体育施設の活用

5. ウィズコロナ時代のスポーツ推進について

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出が制限されるなど、今までに経験をしたことがないような状況に置かれました。スポーツ業界においても、東京2020オリンピック・パラリンピックの1年延期をはじめ、数々の大会、イベントが中止になるなど、大きな影響を受けました。

本市においても、令和元年3月から屋内のスポーツ施設、学校体育施設は臨時休館、4月から約3か月間は市内全てのスポーツ施設を臨時休館とし、同時に、各種競技大会などについても自粛をするように要請しました。施設については、指定管理者、学校との協議のうえで、健康状態申告書の提出や消毒の徹底、施設開放やトレーニング室の利用制限をするなど様々な感染症対策をした上で順次再開をしていきました。

今後も長期的な感染症対策や、施設利用、大会等の制限等を求められることが想定されますが、ウィズコロナ、アフターコロナ時代であっても、市民の皆様が安全にスポーツ活動、大会やイベントの開催ができるような環境をスポーツ関係団体等と協議をしていながら、本市のスポーツ推進が図られるよう取組んでまいります。



第3章 スポーツ推進のための施策・事業

1. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

年齢や性別に関わらず、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも市民がそれぞれのライフステージ・ライフスタイルに合わせて、日常的にスポーツや健康増進、介護予防としての運動、レクリエーションとしてのスポーツに親しむことのできる機会を提供することにより、生きがいや健康づくりにつながるようなスポーツ活動を推進していきます。

《主な施策》

- ① 各種スポーツ大会・教室の開催支援
- ② スポーツ活動団体の活動支援
- ③ 市民の健康増進・体力づくりの支援



市駅伝競走大会の様子



綾瀬市スポーツ推進委員の活動の様子

① 各種スポーツ大会・教室の開催支援

各種競技のスポーツ活動の推進及び競技機会の提供を図るため、市総合スポーツ大会を開催し、競技人口の拡大及び競技力の向上を図ります。

また、指定管理者が実施する事業において、子どもから高齢者までの広い世代を対象とした各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、身近な場所におけるスポーツ・レクリエーション機会の創出を図ります。

大会やイベント、各種スポーツ教室の開催にあたっては、新型コロナウイルス等感染症対策を講じながら、新しいスポーツ事業の在り方を各スポーツ関係団体や、指定管理者と協議をしていきながら実施してまいります。

(主な取組み)

- ・市総合スポーツ大会の開催
- ・市駅伝競走大会の開催
- ・各種スポーツ教室の開催
- ・パラスポーツ教室の開催 等

②各スポーツ活動団体の活動支援

本市における市民のスポーツ活動は、綾瀬市スポーツ推進委員協議会や、綾瀬市スポーツ協会など、さまざまなスポーツ関係団体による活動により支えられています。各関係団体は、相互の連絡と協調を図り、市民のスポーツ活動の振興を図ることを目的として、各種競技会、講習会の開催、各種体育団体の育成、各種大会への選手派遣、選手の強化、スポーツ少年団の育成などの事業を行っています。市民が地域でより身近にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各関係団体の活動を支援していきます。

(主な取組み)

- ・研修会等を通じた綾瀬市スポーツ推進委員の資質の向上を図る
- ・綾瀬市スポーツ協会等社会体育関係団体の活動支援

〈本市のスポーツ推進をささえるスポーツ関係団体〉

・綾瀬市スポーツ推進委員協議会

綾瀬市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法に基づき委嘱された、市、自治会からの推薦、公募により選出される25人の委員で構成されています。それぞれのスポーツ推進委員が各地区におけるスポーツ推進のための助言や協力などを行うとともに、地域と行政との間を取り持つパイプ役として、市民のニーズを聞き取って、実現する役割を担っています。

(団体の取組み) 地域の派遣事業の調整・運営、ニュースポーツ教室の開催、地域スポーツコーディネーター等

・綾瀬市社会体育関係団体 綾瀬市スポーツ協会

※令和3年4月～綾瀬市体育協会から名称変更

綾瀬市スポーツ協会は、市内のスポーツ団体相互の連絡と協調を図り、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ることを目的としています。各種競技会、講習会の開催、各種体育団体の育成、各種大会への選手派遣、選手強化、スポーツ少年団の育成などの事業を行います。

(団体の取組み) 各種目協会組織強化の支援、市総合スポーツ大会の開催支援(総合開会式を含む。)、初心者、高齢者向け教室の開催等

綾瀬市スポーツ協会会員数の推移

※各年4月1日時点

平成30年度	令和元年度	令和2年度
5,766人	5,499人	5,900人

令和2年度綾瀬市スポーツ協会加盟団体

令和2年4月1日現在

陸上競技協会	野球協会	バレーボール協会
卓球協会	剣道連盟	レクリエーション協会
サッカー協会	ソフトテニス協会	柔道協会
空手道協会	バドミントン協会	バスケットボール協会
クレー射撃協会	ソフトボール協会	馬術協会
水泳協会	テニス協会	スキー協会
ゴルフ協会	ゲートボール連合	太極拳協会
ターゲット・ハートゴルフ協会	グラウンド・ゴルフ協会	ダンス・スポーツ協会

・綾瀬市スポーツ協会以外の社会体育関係団体

スポーツを通して地域づくりに貢献するため、レクリエーション活動、社会活動、文化活動などにより、協調性や創造性を養う活動を行う団体育成を目指します。

令和2年度綾瀬市社会体育関係団体

令和2年4月1日現在

スポーツ少年団	少年野球連盟(学童部)	家庭婦人バレーボール連盟
家庭婦人ソフトボール連盟	レディース卓球連盟	綾瀬リトルリーグ・リトルニア野球協会
ボーイズ野球協会		

その他、綾瀬市スポーツ協会への加盟を目的として活動する団体のうち、3年以内に加盟が見込まれる団体を育成します。

・綾瀬市スポーツ施設指定管理者

スポーツ施設の運営管理について、指定管理者と定期的に協議を行い、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の運営を行っています。

また、指定管理者が実施する自主事業において、子どもを対象に各種スポーツ教室やスポーツイベントを開催し、身近な場所におけるスポーツ・運動機会の創出を図っています。

(団体の取組み) ノルディック・ウォーク教室、子どもから高齢者まで広い世代を対象としたスポーツ教室の開催等

・ホームタウンチーム

本市では、平成30年10月25日に日本プロサッカーリーグに加盟するサッカークラブ「SC相模原」のホームタウンとなることをJリーグから承認されました。みるスポーツ人口の拡大、まちの魅力向上や活性化とともに、サッカー教室など地域と連携した社会貢献活動等にも取り組むなど、地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの醸成を促します。

また、チーム・選手が活躍することで、市民に夢や感動を与え、まち全体のスポーツに対する気運の醸成につなげていくことが期待されます。

(団体の取組み) 市民デーの開催、地域貢献事業(サッカー教室等)

・総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向に合わせて参加できる(多志向)、という特徴を持っております。

③市民の健康増進・体力づくりの支援

市民がいつまでも健康でいられるように、健康、スポーツに関する意識調査を実施し、本市の現状を明らかにし、個々のライフスタイルやライフステージに応じて身近にスポーツ・レクリエーションを楽しむことで生きがいを実感できる環境づくりに努めます。

また、子どもから高齢者までの誰もがスポーツを行うきっかけとなるような情報の発信や、庁内関係課との連携を強めていきます。

(主な取組み)

- ・スポーツや運動に関する意識調査の実施
 - ・健康増進のためのウォーキング事業の推進
-
- ・**スポーツや運動に関する意識調査**

本計画の期間中、市民の健康や運動・スポーツについての意識や意見・要望等の現状を明らかにし、次期計画に反映させていくために、「スポーツに関する市民意識調査」として、アンケート調査を実施します。
 - ・**スポーツ情報の発信**

スポーツに親しむ機会や場所についての情報を、広報紙やホームページを積極的に活用し、市民の生活等の状況に応じて適切な方法を工夫して提供していきます。

また、各スポーツ関係団体と連携し、スポーツになじみのない人に対してスポーツに関する情報を「みる」ことを通してその魅力を伝えていきます。
 - ・**健康ウォーキングの推進**

運動の中で最も身近で手軽な「歩く」ことをテーマとし、運動がなかなか始められない方や働き盛りの世代、体力に自信がない方でも、気軽に参加できる健康スポーツ事業を推進していきます。無理のない運動量の把握や、運動へのやりがいなどを感じ、市民が楽しみながら運動に取り組むきっかけを作ります。

3033運動の普及啓発や、「歩く」という運動を意識的・継続的に行うことで、健康づくりへの関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進します。

ウォーキング、ノルディック・ウォーク、ウォーキングサッカーなど、世代に合わせた教室やイベントを開催してまいります。

2. スポーツ活動をささえる環境の整備

市民の誰もが様々な形でスポーツ活動に親しむための環境整備を図ります。

身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができるよう、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の維持管理や、安心安全にスポーツに親しめるよう施設の計画的な改修を行っていきます。

《主な施策》

- ① スポーツ施設の適正な維持管理
- ② スポーツ施設の計画的な改修
- ③ 学校体育施設の活用



① スポーツ施設の適正な維持管理

指定管理者制度を活用したスポーツ施設の管理運営について、指定管理者と定期的に協議を行い、市民のニーズに応じた快適で利用しやすい施設の運営を行います。

また、計画的な保守・維持管理、感染症対策を講じて実施するなど、安全で安心なスポーツ施設を提供し、利用促進を図ります。

(主な取組み)

- ・資産管理システムによる予防保全型維持管理

② スポーツ施設の計画的な改修

スポーツ施設の長寿命化に向けた計画的な改修に取り組むための、施設の整備計画の策定が必要となります。

綾瀬市公共施設再編計画との整合性を図りながら、計画的に取り組んでまいります。

施設名		設置年月	整備予定年	整備内容
市民スポーツセンター	体育館	昭和 57 年 12 月 (平成 21 年リニューアル)	令和 4 年	床面張替
	テニスコート	昭和 60 年 3 月 (平成 24 年リニューアル)	令和 9 年	砂入り人工芝張替
	陸上競技場	昭和 60 年 3 月 (平成 30 年リニューアル)	令和 15 年	全天候型トラック張替
綾瀬スポーツ公園	第 1 野球場	平成 25 年 2 月	令和 10 年	人工芝張替
	ソフトボール場	平成 23 年 11 月	令和 8 年	
	第 1 多目的広場	平成 21 年 8 月	令和 6 年	
	第 2 多目的広場	平成 22 年 3 月	令和 7 年	
	テニスコート	平成 23 年 10 月	令和 8 年	砂入り人工芝張替
光綾公園野球場 (令和 4 年多目的球場にリニューアル)		昭和 51 年 3 月 (令和 4 年リニューアル)	令和 19 年	人工芝張替

③ 学校体育施設の活用

地域、生活に結び付いた身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設（校庭、体育館、武道場）及び夜間照明設備を広く市民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動を行う場を提供します。

第4章 施策の推進に向けて

1. 計画の推進体制

施策を推進するため、市、綾瀬市スポーツ協会・地域・学校・各種スポーツ団体が相互連携を図りながら計画の推進に取り組めます。

また、スポーツ推進を着実に実施し、総合的な取組みを実施するためには、庁内関係課との協力が不可欠であるため、お互いの連携を深め、協力体制の構築に努めます。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、国の方針や制度改正の動向、また、社会情勢の変化など、必要に応じた対応をしながら施策の的確な進行管理を行う必要があります。

そのため、各施策の達成状況を中心に、取組み内容を点検・評価し、その結果について綾瀬市スポーツ推進審議会に報告し、専門的観点から意見をいただきながら継続的かつ効果的な計画の進行管理を行います。

また、審議会の意見は次年度以降の施策展開に反映できるよう努めます。

資料編

1. 計画の策定経過

期日	会議及び内容
令和2年11月20日	令和2年度第1回スポーツ推進審議会（諮問）
令和3年 1月28日	教育委員会会議 1月協議会
令和3年 2月 1日 ～3月 3日	パブリックコメント実施
令和3年 2月15日	教育委員会会議 2月定例会
令和3年 3月19日	令和2年度第2回スポーツ推進審議会（答申案について）
令和3年 3月25日	綾瀬市スポーツ推進審議会より答申

2. 綾瀬市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日
(敬称略)

氏 名	選 出 区 分		備考
鈴木 久美子	関係行政機関	中学校校長会	
塙 亜矢子	関係行政機関	小学校校長会	
笹谷 幸司	関係行政機関	県立綾瀬高等学校校長	
佐藤 達美	学識経験者	体育協会	会長
新倉 賢一	学識経験者	体育協会	
齊藤 米夫	学識経験者	スポーツ推進委員協議会	副会長
熊倉 孝俊	学識経験者	医師	
万力 梨奈	公募		
平井 弥佳	公募		

3. 綾瀬市スポーツ推進審議会諮問・答申

(諮問)

綾 ス 第 8 号
令和2年11月20日

綾瀬市スポーツ推進審議会
会長 佐藤達美様

綾瀬市長 古塩政由

綾瀬市スポーツ推進計画案について（諮問）

綾瀬市スポーツ推進計画案について、別添のとおり策定いたしましたので、綾瀬市附属機関の設置に関する条例（昭和53年条例第13号）に基づき、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

(答申)

令和3年3月25日

綾瀬市長 古塩 政由 様

綾瀬市スポーツ推進審議会
会長 佐藤 達美

綾瀬市スポーツ推進計画の案について (答申)

令和3年11月20日付け綾ス第8号で諮問のありました綾瀬市スポーツ推進計画の案について、当審議会において慎重に審議した結果、内容は妥当なものと認め、ここに答申します。

本計画を基本としたスポーツ施策を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響でスポーツを取り巻く環境が大きく変わり、今後はウィズコロナ時代として、さまざまな制限がある中でのスポーツ活動が想定されますが、本計画にあるように、そのような中でも市民が安心してスポーツ活動に取り組むことができるようなスポーツ活動の推進、環境づくりに努められることを望みます。

4. 綾瀬市教育委員会会議意見聴取

(依頼)

令和3年2月2日

綾瀬市教育委員会
教育長 人 見 和 人 殿

綾瀬市長 古 塩 政 由

綾瀬市スポーツ推進計画（案）に対する意見聴取について（依頼）

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、次の計画策定に当たり、貴委員会の意見を求めます。

- 1 計画名
綾瀬市スポーツ推進計画（案）
- 2 内容
別紙のとおり
- 3 根拠法令

(地方スポーツ推進計画)

第十条

- 1 略
- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務担当は、スポーツ推進担当 内2545)

(回答)

令和3年2月17日

綾瀬市長 古 塩 政 由 様

綾瀬市教育委員会
教育長 人 見 和 人

綾瀬市スポーツ推進計画（案）に対する意見聴取について（回答）

令和3年2月2日付けで意見聴取の依頼がありました次の計画案について、次のとおり回答いたします。

記

1 計画名

綾瀬市スポーツ推進計画（案）

2 意見及び要望

子どもから高齢者まで、誰もが生涯にわたって運動・スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるよう、市と教育委員会が連携を図りながら、体力づくりを進める取り組みを推進するとともに、本市のスポーツ施設やスポーツ施策を広く周知し、市民等の計画への理解を深めることなどにより、計画が推進されることを望みます。

以上

（事務担当は、教育総務部教育総務課総務担当 内線2612）

5. 綾瀬市スポーツ推進審議会規則

○綾瀬市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、綾瀬市附属機関の設置に関する条例(昭和53年綾瀬町条例第13号)に基づき設置された綾瀬市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、学識経験者、公募による市民その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、スポーツ推進事務主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

綾瀬市スポーツ推進計画

令和3年3月

発 行 綾瀬市

編 集 綾瀬市 健康こども部 スポーツ課

〒252-1192

綾瀬市早川550番地

電 話 0467-77-1111 (代表)

FAX 0467-70-5701